

全 国 森 林 計 画

〔平成15年10月21日閣議決定(策定)
平成16年 6 月 8 日閣議決定(変更)〕

農 林 水 産 省

目 次

まえがき	1
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する 基本的な事項	3
1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	
2 森林整備及び保全の目標	
II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	10
1 施業に関する基本的事項	
2 重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項	
3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画	
III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	13
1 公益的機能別施業森林の設定の考え方	
2 公益的機能別森林施業に関する事項	
3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林	
IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	16
1 林道の開設に関する計画	
2 搬出の方法を特定する森林	
V 森林施業の合理化に関する事項	17
VI 森林の土地の保全に関する事項	19
VII 保安施設に関する事項	19
1 保安林の配備	
2 特定保安林の整備	
3 治山事業	
4 その他必要な事項	
VIII 森林の保健機能の増進に関する事項	21
1 保健機能森林の設定の方針	
2 保健機能森林の整備の方針	
3 その他必要な事項	
第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき 機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針	4
第2表 森林整備及び保全の目標	8—9
第3表 計画量	24—25
第4表 伐採の方法を特定する森林の指定基準	26—27
第5表 土壌を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林 並びに森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準	28—29
別 紙 全国森林計画広域流域位置図	30

まえがき

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

一方、我が国の森林資源の状況を見ると、人工林の造成は1千万haを超えて目標がほぼ達成され、一部では伐期を迎える等成熟化してきているが、その多くがまだ育成段階にあり、天然林についても、林分構造が低位にあるなどその資源内容が必ずしも十分なものとなっていない。また、我が国の森林は、急峻な山地や谷地、崖地が多い上に梅雨期、台風期等における集中豪雨等に見舞われやすい気象条件下にあること等から、山地災害等の未然防止を図る必要がある。

このような現状の下で、上記のような課題に応じていくためには、木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請及び多様な木材需要に対応するための育成複層林施業の計画的な実施、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図るとともに、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることが必要である。なお、このとき、全ての森林は多様な生物の生息地又は生育地として生物多様性の保全に寄与するとともに、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、この吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、我が国が京都議定書において認められた吸収量を確保できるよう十分配慮する必要がある。

また、生活に密着したふれあい場、森林浴の場、健康的な活動の場、野外教育や環境教育の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として森林空間を様々な利用する森林の総合

利用に対応した多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

さらに、これらの森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組むことが必要である。

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し、別紙のとおり全国の区域を分けて44の広域流域を定め、広域流域ごとに森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めることとした。この計画の計画期間は平成16年4月1日から平成31年3月31日までである。

なお、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の策定等に当たっては、この計画に即して、森林、林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとし、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。なお、森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、第1表のとおり定める。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針

区分	森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標	重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針
水土保 全 林	【水源かん養機能】 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林 【山地災害防止機能】 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤を形成し、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。 具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。 また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
森 林 と 人 と の 共 生 林	【生活環境保全機能】 大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林 【保健文化機能】 原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。 具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
資 源 の 循 環 利 用 林	【木材等生産機能】 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視する森林として、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分する。 本区分の森林については、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 森林整備及び保全の目標

森林整備及び保全の推進に当たっては、1に定める森林の整備及び保全の基本的な考え方を踏まえ、各広域流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、特に、以下の事項に留意して、森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

また、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を第2表のとおり定める。

- (1) 全般に寒冷な気候下にあり、育成単層林施業の適地が限られる北海道の各広域流域については、天然力を活用した施業を主体として多様な森林の整備を推進することとする。特に、大径材生産を目標とする育成複層林施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努めることとする。

また、地質のぜい弱な火山性地形の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当広域流域：天塩川、石狩川、網走・湧別川、十勝・釧路川、沙流川、渡島・尻別川)

- (2) 積雪量は比較的少ないものの、気候が冷涼である本州東北部の太平洋岸の各広域流域については、育成単層林について除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林施業への転換を推進することとする。また、コナラ等が多く存する森林については、しいたけ原木等を生産目標とする育成単層林施業等を推進することとする。

さらに、第三紀層の地質の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

(該当広域流域：馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川)

- (3) 全般に積雪量が多く、地質的にもぜい弱な山地が多い本州北部の日本海側の各広域流域については、山地災害防止機能の維持増進に配慮し、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持することとする。

また、第三紀層の地質や糸魚川～静岡構造線沿いの破碎帯の分布、豪雪地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被

害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、脊稜山地地帯等の原生的な森林については、その保存に努めることとする。

（該当広域流域：岩木川、米代・雄物川、最上川、阿賀野川、信濃川、神通・庄川、九頭竜川）

- (4) 気候が温暖で、下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている関東及び中部の太平洋側の各広域流域については、水源かん養機能及び山地災害防止機能の維持増進を図るため、立地条件に応じて育成複層林施業又は長伐期施業への転換を計画的に推進することとする。また、都市近郊等においては、生活環境保全機能の維持増進に配慮しつつ、森林の適切な保全に努めるとともに、森林空間の整備、広葉樹林の造成等多様な森林の整備を推進することとする。

さらに、糸魚川～静岡構造線及び中央構造線沿いの破碎帯の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

（該当広域流域：那珂川、利根川、相模川、富士川、天竜川、木曾川）

- (5) 全般に地形が急峻であるが、温暖多雨でスギ、ヒノキ等の集約的な育成単層林施業が展開され、林業の成熟度が高い南近畿及び四国東部の各広域流域については、保護樹帯の適切な配置等地力の維持及び山地災害防止機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期施業等への転換を推進することとする。

また、中央構造線沿いの破碎帯の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

（該当広域流域：宮川、熊野川、紀ノ川、吉野川）

- (6) 降水量が少なく、深層風化した花崗岩等のぜい弱な地質からなる山地が多い西日本の各広域流域については、スギ・ヒノキ等の育成単層林の除伐・間伐を山地災害防止機能の維持増進に配慮して計画的に実施し、健全な森林の育成に努める。また、特に下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林施業又は長伐期施業への転換を推進し、水源のかん養等の公益的機能の維持増進を図ることとする。

特に、降水量の少ない瀬戸内海沿岸部においては、天然力の活用を主体として森林生産力の維持増進を図るため、林地の改良、広葉樹の導入等を推進するとともに、山火事の防止に努めることとする。

また、中国山地の花崗岩地帯や中央構造線沿いの破碎帯の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

（該当広域流域：由良川、淀川、加古川、高梁・吉井川、円山・千代川、江の川、芦田・佐波川、高津川、重信・肱川）

- (7) 温暖で降雨量が多く、スギ・ヒノキを主体とした育成単層林施業が積極的に行われている南四国及び九州の各広域流域については、収穫段階に達する森林が急増することから、山地災害防止機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう長伐期施業等への転換を計画的に推進することとし、特に、人口ちゅう密な都市が形成されている九州北部の上流の水源山地においては、育成複層林施業への転換を推進することとする。

また、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等の育成単層林施業を積極的に推進することとする。

さらに、地質のぜい弱な火山性地形の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

（該当広域流域：物部・四万十川、遠賀・大野川、筑後川、本明川、菊池・球磨川、大淀川、川内・肝属川）

- (8) 沖縄の広域流域については、台風の常襲地帯であるとともに、河川の流路延長が短いこと、また、固有の動植物が生息していることから、水源かん養機能の維持増進及び貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進することとする。

また、地質のぜい弱な国頭層、島尻層の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

（該当広域流域：沖縄）

第2表 森林整備及び保全の目標

広域流域	育成単層林面積		育成複層林面積		天然生林面積	
	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末
全 国	10,344	9,816	895	2,151	13,882	13,154
天 塩 川	226	212	117	220	593	505
石 狩 川	294	277	124	229	748	661
網走・湧別川	279	253	102	186	391	333
十勝・釧路川	325	300	115	254	813	698
沙 流 川	137	122	61	105	368	339
渡島・尻別川	207	198	45	100	603	557
岩 木 川	121	111	19	41	185	173
馬 淵 川	226	208	36	75	209	189
閉 伊 川	202	199	12	30	252	237
北 上 川	382	363	20	53	400	387
米代・雄物川	407	391	11	51	423	399
最 上 川	183	176	3	17	485	477
阿 武 隈 川	300	288	17	37	326	319
阿 賀 野 川	143	134	15	30	591	585
信 濃 川	316	293	25	60	802	789
那 珂 川	189	177	3	20	136	131
利 根 川	460	428	21	61	574	566
相 模 川	87	82	5	15	107	102
富 士 川	290	278	12	31	308	301
天 竜 川	230	211	18	42	210	205
神通・庄川	130	123	7	23	409	399
九 頭 竜 川	188	169	7	33	316	310
木 曽 川	514	486	16	62	453	435
由 良 川	119	115	1	8	186	182
淀 川	227	214	3	22	272	267
宮 川	150	143	1	9	98	97
熊 野 川	251	247	1	9	166	163
紀 ノ 川	156	149	4	14	85	82
加 古 川	148	145	1	10	237	231
高梁・吉井川	227	223	5	22	308	296
円山・千代川	232	224	3	21	199	190
江 の 川	238	231	6	30	368	351
芦田・佐波川	215	208	10	23	394	388
高 津 川	119	114	3	11	165	162
重 信・肱川	177	171	1	10	166	163
吉 野 川	255	245	2	17	143	138
物部・四万十川	426	405	6	32	222	216
遠賀・大野川	265	258	2	18	194	184
筑 後 川	231	222	2	13	94	91
本 明 川	105	100	1	10	138	134
菊池・球磨川	290	271	10	37	165	157
大 淀 川	362	351	4	22	223	215
川内・肝属川	305	296	9	21	277	273
沖 縄	12	9	12	16	81	79

注) 1 現況については、平成14年3月31日現在の数値である。

2 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合

3 3区分別整備対象面積は、平成14年3月31日現在の数値である。

(単位 面積：千ha 蓄積：m³/ha)

森林蓄積(ha当り)		林道整備率(%)		3区分別整備対象面積(参考)		
現 況	計画期末	現 況	計画期末	水土保全林	森林と人の共生林	資源の循環利用林
161	187	48	65	16,457	3,280	5,383
91	109	30	44	676	81	179
149	165	37	54	783	300	83
147	169	45	60	522	78	171
135	155	38	53	742	217	294
126	144	37	56	364	94	108
98	113	36	53	534	135	186
155	191	49	69	166	56	102
169	206	51	74	224	40	208
168	195	45	70	310	26	130
174	200	45	62	485	103	214
163	197	50	65	494	104	242
125	154	43	55	384	143	143
172	195	50	65	365	72	206
120	136	42	54	498	168	82
135	152	56	67	788	242	111
199	203	59	81	180	37	111
180	201	50	62	681	228	146
187	215	55	72	145	36	17
162	185	61	80	359	112	139
170	184	58	73	331	57	70
137	155	56	73	397	114	35
177	216	62	76	323	70	119
177	194	62	81	793	100	89
169	189	37	53	220	17	67
169	178	40	52	381	49	71
163	176	48	67	129	38	82
232	241	44	68	287	20	112
264	270	47	77	176	15	53
160	184	36	50	280	61	46
144	163	50	71	446	43	52
188	226	41	61	377	19	39
166	198	39	59	410	29	173
170	184	47	63	467	55	98
177	193	41	59	189	14	85
174	191	50	73	246	36	62
200	240	51	69	276	20	104
198	239	57	78	310	36	308
190	227	57	84	292	23	146
252	293	54	76	196	23	108
174	189	69	85	121	41	82
239	290	50	69	374	20	72
229	285	59	80	237	20	332
185	222	60	81	479	45	66
119	135	38	62	21	44	40

である。

II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

1 施業に関する基本的事項

(1) 施業方法

森林施業を実施するに当たっては、I に定める森林の整備及び保全の目標
その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準
によるものとする。

ア 育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術
体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待さ
れる森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うこと
が適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性
を踏まえ、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する
こととする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被
害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を
設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮
との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化
及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するこ
ととする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更
新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や
広葉樹も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期
に植栽することとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、
必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととする。

(エ) 保育及び間伐については、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよ
う森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

a 下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及
び作業方法により行うこと。

また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高

により判断すること。

b 除伐は、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

c 間伐は、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこと。

イ 育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

b 漸伐又皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(イ) 更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業、除伐、間伐等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うこととする。

a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。

b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。

c 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。

d 除伐及び間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うこと。

(ウ) 更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、アのうち植栽に係る更新、保育及び間伐についての留意事項に準じて施業を行うこととする。

ウ 天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐については、イの留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 森林の保護・管理

森林の保護・管理については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害、獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配意して適時適切に行うこととする。

ア 病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

イ 山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

(3) その他

市町村森林整備計画において定める標準伐期齢については、樹種ごとに、

平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

2 重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項

(1) 水土保持林

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るための森林施業については、Ⅲの2の(1)によるものとする。

(2) 森林と人との共生林

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業については、Ⅲの2の(2)によるものとする。

(3) 資源の循環利用林

木材等生産機能の維持増進を特に図るため、森林施業の集約化及び団地化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるよう、適切な造林、保育及び間伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画

1に定める施業に関する基本的事項を踏まえ、Ⅰの2に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、計画期間中の伐採立木材積及び造林面積を第3表のとおり計画する。

Ⅲ 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の設定の考え方

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全又は保健文化の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の

維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとし、Ⅰの１に定める森林の区分のうち、「水土保持林」及び「森林と人との共生林」に区分することとする。

なお、公益的機能別施業森林以外の森林については、Ⅰの１に定める森林の区分のうち、「資源の循環利用林」に区分されることとなる。

2 公益的機能別森林施業に関する事項

(1) 水土保持林

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐採林齢の長期化を図ることとする。

特に、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業の推進を図ることとする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹の導入による針広混交林化を推進する。

(2) 森林と人との共生林

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健

康づくりの場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた森林景観を保全し、又は創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要がある森林における景観維持のための育成単層林施業等の推進に努める。また、保健機能森林の設定による森林保健施設の適切な整備と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、地域住民や都市部住民の参画を得るなど国民に開かれた里山林等の整備を推進することとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持及び創出に不可欠な森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林

公益的機能別施業森林のうち、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第7条の2に規定されている森林以外の森林であって、国土の保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能を維持増進するため特に伐採の方法又は造林の方法を定める必要がある森林がある場合には、市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画において次の基準に従い箇所ごとに定めることとする。

なお、特定する伐採の方法又は造林の方法は、当該森林に関わる自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならない。

(1) 伐採の方法を特定する森林は、第4表の基準に該当する森林とする。

また、特定する伐採の方法は択伐によることを原則とし、適切な伐区の形状・配置、保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができる場合には、帯状伐採等の小面積の皆伐によることができるものとする。

(2) 造林の方法を特定する森林は、その自然的条件等からみて、人工造林又は更新補助作業によって確実な成林が見込まれる伐採跡地、未立木地等であって、速やかに更新しなければ当該箇所及びその周辺に雪崩、寒害、風水害等

の被害を及ぼすおそれのあるものとする。

造林の方法は、人工造林又は刈出し、植込み等の更新補助作業によることとする。

また、土壌を改良する必要がある森林は、第5表の(1)の基準に該当する森林であって、土壌の改良を図ることによって地力を早期に回復し、立木の成長の促進が期待されるものとする。

改良の方法は、森林の土壌の現状に応じて土壌の理化学性を改良することを主眼とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給等を行うこととする。

IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

1 林道の開設に関する計画

林道の開設については、Iの2に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとし、林道開設量を第3表のとおり計画する。

この場合、開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

(1) 水土保持林

水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備することとする。また、必要に応じて排水対策に資する施設やモノレールなどの活用を図るとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取組を行うものとする。

(2) 森林と人との共生林

森林体験活動の場や健康づくりの場としての森林と人とのふれあいを重視する森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択するものとする。

また、景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道

の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とする。

(3) 資源の循環利用林

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、高性能林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進することとする。

なお、公道と連絡することにより、森林と山村及び都市とを結ぶなど路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格及び構造となるよう配慮する。

また、育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する作業道等の適切な組合せによる林内路網としての整備を推進することとし、おおむね50m/haを目安として整備するよう努めることとする。

2 搬出の方法を特定する森林

搬出の方法を特定する森林は、第5表の(2)の基準に該当する森林であつて、特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとする。

搬出の方法は、地表の損傷を極力行わないよう架線集材等によることとする。

V 森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林施業の共同化の促進

森林施業の共同化の促進については、市町村、森林組合等による地域協議会の開催、普及啓発活動の促進、森林所有者等へ施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業・経営の集約化を図るとともに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上、基幹的労働者の養成等の事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進するものとする。

(3) 林業機械化の促進

林業機械化の促進については、我が国の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型及び軽量の林業機械の開発導入を図るものとする。

また、傾斜等自然的条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した作業システムの導入とその普及及び定着を推進するとともに、育林用又は伐採若しくは搬出用の高性能林業機械を活用し、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進するものとする。

さらに、これと併せ、高性能林業機械の導入及び効率的な利用を確保するため、地域の特質を踏まえ、機械の共同利用組織の設立等、林業機械の利用体制の整備に積極的に取り組むものとする。

また、林業機械の導入に不可欠である林道及び作業道による林内路網の整備を積極的に推進するものとする。

(4) 流通・加工体制の整備

流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、品質や性能が明確な需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を地域一体となって推進するよう努めるものとする。

(5) その他

山村等の定住条件の整備の一環として、生活環境施設等の整備に努めるものとする。

VI 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、Ⅰに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。また、第5表の(3)の基準に該当する森林については森林の土地の保全に特に留意するものとする。

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとする。

また、土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

VII 保安施設に関する事項

1 保安林の配備

保安林については、Ⅰに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業

要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を第３表のとおり計画する。

2 特定保安林の整備

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、Ⅰに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項及びⅡに定める森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

- (1) 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。
- (2) 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。
- (3) 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

3 治山事業

治山事業については、Ⅰに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工、地

下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第3表のとおり計画する。

4 その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

VIII 森林の保健機能の増進に関する事項

保健文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進するものとし、その森林の保健機能の増進については、次によることとする。

1 保健機能森林の設定の方針

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設（以下「施設」という。）の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

2 保健機能森林の整備の方針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源のかん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施することとする。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

また、施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととする。

3 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うこととする。

第3表 計 画 量

広 域 流 域	伐採立木材積			造林面積	
	総 数	主 伐	間 伐	人 造 工 林	天 更 然 新
全 国	51,742	29,944	21,798	1,113	1,490
天 塩 川	764	374	390	23	130
石 狩 川	1,278	546	732	24	139
網走・湧別川	1,879	837	1,042	39	99
十勝・釧路川	2,141	1,087	1,054	51	172
沙 流 川	813	385	428	15	63
渡島・尻別川	814	365	449	30	68
岩 木 川	621	321	300	9	24
馬 淵 川	1,779	1,215	564	26	44
閉 伊 川	1,343	989	354	17	42
北 上 川	2,012	1,327	685	41	49
米代・雄物川	2,324	1,434	890	37	53
最 上 川	978	772	206	20	13
阿 武 隈 川	1,652	1,205	447	29	39
阿 賀 野 川	686	543	143	12	54
信 濃 川	1,047	555	492	27	31
那 珂 川	1,380	805	575	24	15
利 根 川	1,597	848	749	39	34
相 模 川	223	130	93	7	9
富 士 川	998	628	370	22	18
天 竜 川	985	569	416	25	14
神通・庄川	492	300	192	9	14
九 頭 竜 川	560	379	181	20	10
木 曽 川	1,841	940	901	43	30
由 良 川	384	241	143	10	8
淀 川	678	430	248	21	7
宮 川	359	180	179	12	6
熊 野 川	1,117	651	466	33	14
紀 ノ 川	721	452	269	19	9
加 古 川	530	377	153	12	8
高梁・吉井川	1,071	683	388	28	19
円山・千代川	851	580	271	29	11
江 の 川	1,441	1,178	263	34	36
芦田・佐波川	1,222	939	283	24	13
高 津 川	654	503	151	12	18
重 信・肱川	939	317	622	19	16
吉 野 川	1,005	553	452	29	10
物部・四万十川	2,206	1,101	1,105	54	17
遠賀・大野川	1,489	598	891	30	30
筑 後 川	1,379	697	682	38	11
本 明 川	446	295	151	5	15
菊池・球磨川	2,066	1,018	1,048	36	24
大 淀 川	3,048	1,620	1,428	47	24
川内・肝属川	1,887	935	952	28	32
沖 縄	47	45	2	4	2

注) 1 水源かん養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災
の第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、
2 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林が
3 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢な
計上したものである。

(単位 材積：万m³ 開設量：千km 面積：千ha 地区数：百地区)

林道開設量	保安林面積				治山事業施行地区数
	総数	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林	
46.8	12,451.0	9,267.8	3,061.7	854.5	314.4
1.6	516.9	285.5	231.7	19.0	5.3
2.1	859.6	808.4	41.8	64.5	7.1
1.4	532.9	320.7	188.1	46.7	4.0
2.2	851.5	564.8	278.6	39.6	7.8
1.2	423.1	349.7	72.2	16.0	4.2
1.4	565.9	347.4	220.4	45.9	7.5
0.8	223.1	183.7	36.8	16.0	4.2
1.3	223.7	196.2	25.0	16.8	4.3
1.1	156.2	120.9	30.6	8.4	3.2
1.6	396.9	351.8	42.7	20.2	7.3
1.5	448.4	384.8	63.3	33.5	10.0
0.8	393.5	301.5	106.6	22.0	4.7
1.2	274.3	229.3	43.2	12.3	7.9
0.9	476.6	371.5	104.6	8.4	6.3
1.1	611.3	423.1	189.1	34.2	13.9
0.8	128.3	110.7	16.0	8.3	4.1
1.5	525.2	398.6	121.0	55.5	19.7
0.3	99.0	60.3	46.5	12.6	4.4
1.2	279.3	222.9	56.3	23.4	9.4
0.7	245.8	169.4	75.4	8.7	6.4
1.0	359.9	200.1	162.6	25.9	8.5
0.7	194.0	166.8	23.0	30.0	7.4
2.2	428.6	269.3	153.7	19.7	19.2
0.5	100.4	77.2	19.6	8.2	3.6
0.6	161.9	78.9	74.8	33.1	9.5
0.5	81.0	52.4	27.6	10.4	3.4
1.0	150.3	121.3	27.6	8.0	5.1
0.6	71.4	53.3	17.6	2.6	3.6
0.4	132.4	94.6	34.8	10.4	5.6
1.0	191.7	135.3	51.4	17.7	8.2
0.9	200.1	176.5	21.2	10.9	4.7
1.2	217.6	196.8	16.7	10.5	8.7
0.9	213.4	105.2	99.5	23.0	8.5
0.4	114.6	89.1	23.0	5.6	3.8
0.8	114.0	53.8	58.0	9.9	6.8
0.8	167.9	143.0	22.0	16.6	7.3
1.6	247.0	192.7	50.4	15.7	11.3
1.2	177.9	141.0	33.9	16.3	8.8
1.1	143.4	115.4	29.8	11.6	9.6
0.4	72.9	37.2	31.4	11.2	4.1
1.1	156.1	136.6	19.1	8.8	6.1
1.5	287.6	237.3	41.3	14.6	8.2
1.4	195.5	165.6	24.6	14.8	9.3
0.2	39.8	27.2	8.1	6.9	1.6

害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備など第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。あるため、内訳の合計に合致しない。
どの地形等により区分される森林の区域を単位としてとりまとめた上、

第4表 伐採の方法を特定する森林の指定基準

(1) 更新を確保するため、伐採の方法を特定する森林	「水土保持林」又は「森林と人との共生林」のうち、次のいずれかに該当する森林であって、自然条件が著しく劣悪なため、伐採方法を特に定めなければ伐採跡地の更新の確保が困難になるおそれのあるもの。 (ア) 土 壌 - a ポドゾル土壌から成っている箇所であること。 - b 黒色土壌であって表層からカベ状構造をもっているものから成っている箇所であること。 - c 褐色森林土等であって表土が薄く乾性なものから成っている箇所であること。 - d 過湿な土壌から成っている箇所であること。 - e 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち未熟な土壌から成っている箇所であること。 (イ) 気象等 - a 雪崩の発生するおそれが強い箇所であること。 - b 風衝地であること。 - c 寒風害のおそれの強い箇所であること。 - d 霜害のおそれの強い箇所であること。
(2) 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を特定する森林	「森林と人との共生林」のうち、次のいずれかに該当する森林。 (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 (エ) 貴重な動植物の保護のため必要な森林。

(3) 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を特定する森林	「森林と人との共生林」のうち、次のいずれかに該当する森林。 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。
(4) 農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を特定する森林	「水土保持林」のうち、次の条件のいずれかに該当する森林であって、特に伐採方法を定めなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし、農地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれがあるもの。 (ア) 地 形 - a 傾斜が急な箇所であること。 - b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。 - c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。 (イ) 地 質 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 - c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 - d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 - b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 - c 石礫地から成っている箇所であること。 - d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

第5表 土壌を改良する必要がある森林、搬出の方法を特定する森林並びに
森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準

(1) 土壌を改良する必要がある森林	次のいずれかに該当する森林であって、土壌の理化学性の改良を図る必要があるもの。 (ア) 赤色土壌から成っている箇所であること。 (イ) 黒色土壌であって表層からカベ状構造をもっているものから成っている箇所であること。 (ウ) 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は新第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち侵食を受けている土壌から成っている箇所であること。 (エ) その他既往の施業に起因してせき悪化している土壌の箇所であること。
(2) 搬出方法を特定する森林	次のいずれかに該当する森林であって、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又はその土地の保全に支障を生ずるもの。 (ア) 地 形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。 (イ) 地 質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。

(3) 森林の土地の保全に特に留意すべき森林	次のいずれかに該当する森林であって、その土地の保全に特に留意する必要があるもの。 (ア) 地 形 - a 傾斜が急な箇所であること。 - b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。 - c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。 - d 谷密度の大きい地区であること。 - e 起伏量の大きい地区であること。 (イ) 地 質 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 - c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 - d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 - b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 - c 石礫地から成っている箇所であること。 - d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。 (エ) 気 象 - a 短時間に強い雨が降る頻度が高い地区であること。 - b 凍土、霜柱の害のおそれ強い地区であること。
-------------------------------	---

別紙

全国森林計画広域流域位置図

番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域
1	天 塩 川	16	那 珂 川	31	円山・千代川
2	石 狩 川	17	利 根 川	32	江 の 川
3	網走・湧別川	18	相 模 川	33	芦田・佐波川
4	十勝・釧路川	19	富 士 川	34	高 津 川
5	沙 流 川	20	天 竜 川	35	重 信・肱 川
6	渡島・尻別川	21	神通・庄川	36	吉 野 川
7	岩 木 川	22	九 頭 竜 川	37	物部・四万十川
8	馬 淵 川	23	木 曾 川	38	遠賀・大野川
9	閉 伊 川	24	由 良 川	39	筑 後 川
10	北 上 川	25	淀 川	40	本 明 川
11	米代・雄物川	26	宮 川	41	菊池・球磨川
12	最 上 川	27	熊 野 川	42	大 淀 川
13	阿 武 隈 川	28	紀 ノ 川	43	川内・肝属川
14	阿 賀 野 川	29	加 古 川	44	沖 縄
15	信 濃 川	30	高梁・吉井川		

凡 例

—	広域流域界
-----	都 道 府 県
9	広域流域番号

